

◆7月1日より、国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります。

国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金の加入と、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は免除や納付猶予の制度があります。

免除の申請は、
「ねんきんネット」でも可能です！
詳しくは、二次元コードの読み込みまたは
「ねんきんネット」にてご確認ください。
https://www.nenkin.go.jp/n_net



★7年4月～令和8年3月分の国民年金保険料は、月額1万7510円です。

		納める保険料月額	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額		
納付		1万7510円		受給資格期間に入ります	全額、年金額に反映されます		
免除	全額免除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主 の所得を審査		免除した期間は、年金額に	8分の4	が反映されます
	4分の3免除 (4分の1納付)	4380円				8分の5	
	半額免除 (半額納付)	8760円				8分の6	
	4分の1免除 (4分の3納付)	1万3130円				8分の7	
納付猶予 [50歳未満]		0円	申請者本人・配偶者の所得を審査		年金額に反映されません		
未納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		

4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合、表中の保険料を納付しなければ「未納期間」となります。

免除・納付猶予を受けた期間に応じて将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

免除された期間または一部免除を納付された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給資格期間に含まれます。

年金額を満額に近づけるためには、免除などの承認を受けた期間の保険料も10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。
(追納は3年度目からは保険料に加算がつきます)

◎免除・納付猶予の申請方法

■申請に必要なもの＝

- ① マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書)
- ② 失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類(書類の例)離職票・雇用保険受給資格者証・罹災証明書など
※申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。
- ③別世帯の人が手続きする場合は、委任状、来庁者の身分証明書が必要です。

■申請開始日＝7月1日(火)

■受付場所＝町民保健課 国保年金係(町役場1階 ③番窓口)
または、都城年金事務所

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 ☎52-9631(直通)
都城年金事務所 ☎(代)23-2571 にお願ひします。